

国土交通省からのお知らせ 無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルールについて

航空法に規定する無人航空機の飛行ルールは以下の通りです。

★飛行禁止区域

次の場所では、無人航空機の飛行は禁止されていますので、ご注意ください！飛行させたい場合には、国土交通大臣による許可が必要です。所定の手続きを行ってください。



★飛行の方法

無人航空機を飛行させる際には、次の方法に従って飛行させましょう！（飛行禁止区域での飛行許可を受けた場合や、飛行禁止区域以外の区域で飛行させる場合であっても、以下の条件を守らなければなりません。）

⑤～⑩の方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣による承認が必要です。所定の手続きを行ってください。



★その他の留意事項

- ・小型無人機等飛行禁止法に基づく、小型無人機の飛行禁止区域が指定されています。詳細は、次のサイトをご確認ください。

（小型無人機等飛行禁止法） <https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>



- ・寺院、神社、公園など、特定の場所への飛行は、地方自治体の条例により禁止されている場合があります。

- ・航空法の詳細は、次のサイトをご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/koku/koku.tk10_000003.html



【無人航空機ヘルプデスク】

電話：03-4588-6457（受付時間：平日午前9時から午後5時まで） E-mail：hqt-jcab.mujiin@mlit.go.jp

【総務省からのお知らせ】

- ・技適マークが付いていない免許不要の無線機器（免許不要の無人航空機を含む）は、外国の規格に基づいてのものであっても、国内では使用できず、違法使用になるおそれがあります。詳細は、次のサイトをご確認ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/summary/qa/yunyumusenki/index.htm>



E-mail：kanshi-pub@ml.soumu.go.jp